

損害賠償額の決定について
本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

平成 26 年 5 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

1 損害賠償額

1,351,683 円

2 被害者

市内在住者

3 事故の概要

平成 26 年 1 月 27 日午後 2 時 40 分頃、相模原市南区上鶴間本町 8 丁目 3 番先の市道において、本市軽貨物車(相模 480 え 3603、公園課職員運転)が、伐採した公園の竹の積込み作業のため停車していたところ、対向車両が来たため、後退し、停車しようとした際、運転操作の誤りにより、被害者のガレージに衝突し、当該ガレージ、軽乗用車等を破損させたものである。

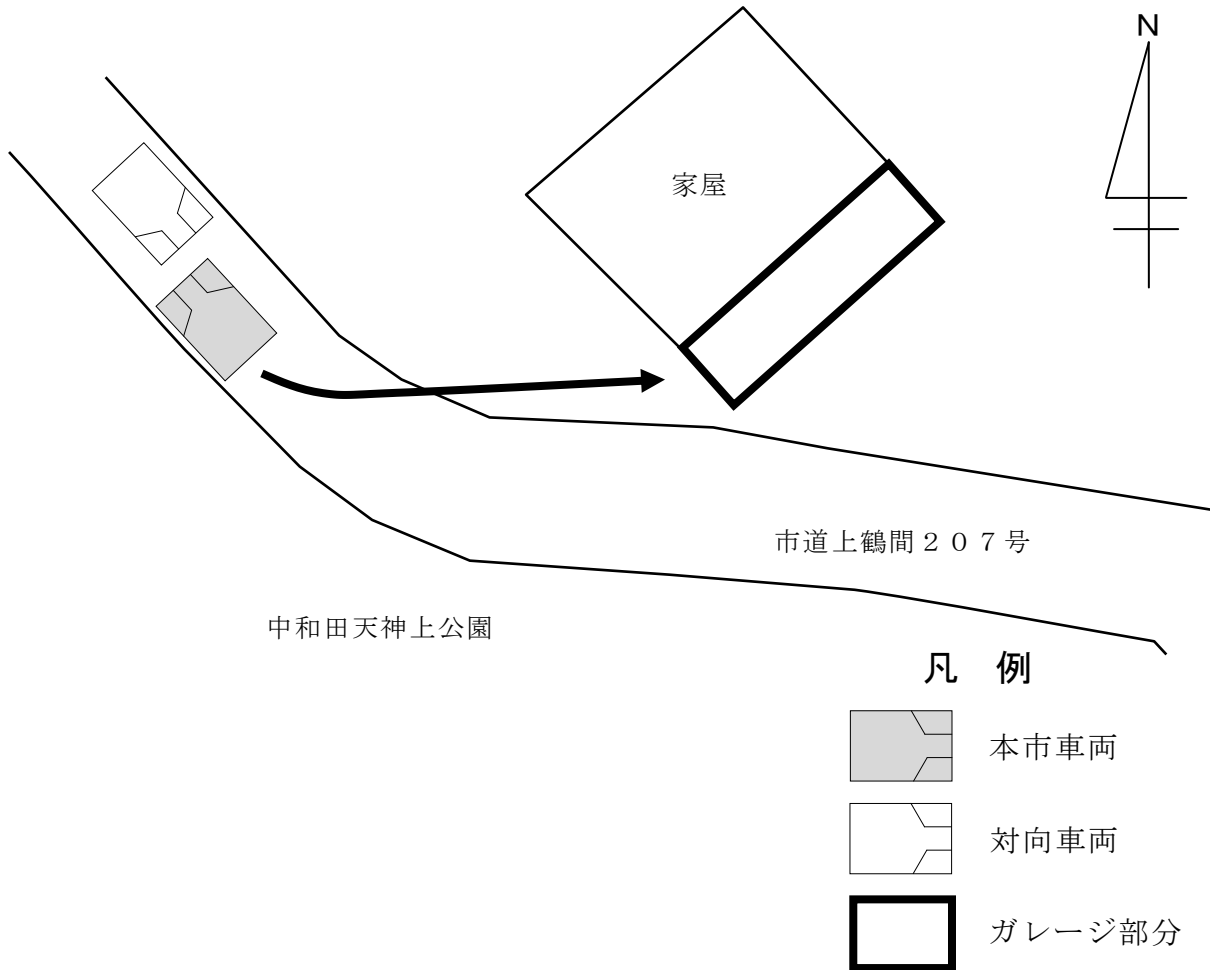
(本市の責任割合 100%)

提案の理由

交通事故により損害を受けた者に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 13 号の規定により議会の議決を経る必要による。

議案第 4 7 号関係資料

1 事故発生場所



2 相手方の被害

ガレージ、軽乗用車、原動機付自転車 2 台、自転車等の破損

3 損害賠償額

1, 3 5 1, 6 8 3 円